





生徒指導と特別活動・修学旅行

20

はじめに
学習指導要領の総則(配慮事項)にも、「指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること」とあるように、評価は教育目標達成のために不可欠な教育活動である。

修学旅行の実施についても同様であり、従来全国の学校においてさまざまな実践がなされて

学校行事・修学旅行における評価の改善

おける評価の改善

その一

今回から約三回に分けて評価の考え方と進め方について述べてみたいが、まずは学校行事全般についての評価の在り方を、「中学校指導書・特別活動編」及び「中学校特別活動指導資料第3集・学校行事をめぐる諸問題」(以上、いずれも文部省編)をもとに、まとめてみたい。

特別活動全般については「指導書」において、次の四つを取り上げる必要がある、としている。
(1)指導計画 (2)指導方法 (3)個々の生徒の発達 (4)生徒の集団の発達
そして、学校行事全般については、「指導資料第3集」において

味して学校行事が設定されているか。
③個々の教育活動の意義やねらい、特質などに即した計画が適切に作成されているか。
④六種類の行事ごとに一以上の行事を取り上げられているか。また、それが適切なものであるか。
⑤時期、期間、回数、あるいは年間、学期、日、週などにおける配列が適切であるか。

⑥各教科、道徳及び特別活動の他の内容との関連について配慮がされているか。
⑦生徒の発達段階、健康や安全の保持などについて、事前十分な措置がされているか。
⑧事前及び事後の指導への配慮がされているか。
⑨生徒のリーダーやそれぞれの役割に対する適切な指導上の配慮がされているか。
⑩指導計画は、活用しやすいように弾力的な取り扱いへの配慮がなされているか。

⑪実施の場所、経費、施設設備、資料、環境などについて、適切な配慮がされているか。
⑫記録や評価の計画が立てられているか。
⑬全教師の参加と協力に対する配慮がされているか。
⑭生徒、PTA、地域社会、関係機関などとの関連について配慮がされているか。
⑮指導方法の評価の観点例
①全教師が学校行事の意義を理解し、目標や内容に即して、適切に指導を行ったか。
②各生徒が学校行事の意義を理解し、楽しく積極的に活動ができるように指導を行ったか。
③生徒が集団としての規律や秩序を保持するように指導を行ったか。
④生徒が自主的、実践的な活動を促進するように適切な配慮がなされたか。
⑤個々の生徒が協力し合い、それぞれ役割や責任を果たすように配慮されたか。

⑥集団から遊離したり問題を感じたりしている生徒の早期発見に努め、適切な指導を行ったか。
⑦生徒の発達段階や性別についての配慮が適切であったか。
⑧各教科、道徳及び特別活動の他の内容との関連を十分図っていたか。
(次回、「2. 評価の留意点」ほか)

⑨事前及び事後の指導は適切であったか。
⑩行事の運営は計画どおり行われ、効果的であったか。また、教師の協力は適切であったか。
⑪生徒の健康や安全について留意されたか。
⑫実施の場所や環境の構成、経費、施設設備の活用などが適切であったか。
(3)生徒の発達の評価の観点
①各行事のねらいに即して価値のある経験を積んだか。
②各行事の体験を通して、以後の学校生活に自信や意欲をもつようになったか。
③各行事の体験を通して、生徒の学習や生活の態度に望ましい変化が生じたか。
④学級、学年、学校の一員としての自覚が深まったか。更に地域の一員としての自覚が深まったか。
⑤教師と生徒、生徒相互の人間関係が適切に深まったか。
⑥学級のわくを越えた集団の活動を通じて、より大きな集団としての連帯意識が高まったか。

文部省教科調査官 高橋哲夫

60年3月 教育界のうごきから

臨時教育審議会の動き

臨時教育審議会<臨教審>(首相の諮問機関・岡本道雄会長)は、第1次答申に向け、4月上旬にまとめる部会報告書の作成に取り組んだ。その主な動きは次の通りであった。

- 教育自由化をめぐる対立、報告書に明記へ(第1部会)
○国公私立も自由参加の「共通テスト(仮称)」による大学入試改革の方向を打ち出す(第4部会)
○「中高一貫」「単位制高校」を一次答申に盛り込む(第3部会)
○「生涯学習社会」を建設、学歴偏重を正す(第2部会)
○高等専修学校卒の大学入学資格、私立大側難色を示す(第4部会の聴取)

いじめの問題をめぐって
学校現場に広がる「いじめ」は、陰湿で根が深く、重要な教育問題であるが、今月は次の動きがあった。

いじめ対策、法務省が取り組む
いじめが原因の中学、高校生の殺人や自殺などが相次ぎ、社会問題となっていることに対して、12日、法務省は人権擁護局長名で全国の法務局に通達をだし、全国の約11,500人もの人権擁護委員の活動を促し、いじめの絶滅を期すこととした。いじめの問題を「人権」の次元で取りあげたことは、きわめて重要、注目すべきことである。

「救済」の特別学級設置へ
東京都教育庁では、18日、「いじめ」などが原因で増えている登校拒否児童生徒を対象に、特別学級を設ける方針を明らかにした。

文部省「いじめ」全国調査
文部省は、いじめの全国的実態を把握する調査依頼を、初中局長名で8日までに各都道府県教委あてに送った。

文部省「しつけ手引書」を小中学校へ
基本的な生活習慣が身につけていないといわれる児童生徒への家庭のしつけ不足を補うため、文部省は27日までに、小中学校の道徳指導資料「基本的生活習慣の指導(望ましいしつけの工夫)」を、各学校、教育委員会などへ送付した。

眼下に芦の湖、ひろがる湖尻高原。静寂のなかに憩いのひととき。
箱根高原ホテル
<修学旅行の専用旅館>
〒250-05 神奈川県箱根町湖尻高原
電話0460-4-8595(代表)

修学旅行のお宿に全館を開放
延暦寺会館本館
別館比叡
延暦寺会館第1別館
延暦寺会館第2別館
<国際観光旅館>
比叡山 延暦寺会館
TEL 0775-78-0047・0554
TELEX 5464-917

山陽路 岡山のお宿
10,000坪の庭園を擁し、おもちゃつき、また、ファイアーストームを囲んでのフォークダンスなど、楽しいリクレーションタイムをご用意して、皆様方をお待ち申し上げております。(500名可能)
昼食休憩・ガーデンパーティーもご予約を承ります。
政府登録国際観光旅館
とまた 吉田温泉 乃利武
〒701-11 岡山市栢谷1453
☎086294-2321 TELEX. 5922-621

いらっしやいませ
びわ湖国定公園
近江路の旅へ
収容 600名様
浴場 150名様
設備 全館冷暖房
防災 諸設備完備
駐車場 バス20台
政府登録
国際観光旅館 ビワ湖リゾート・ホテル
大津市におの浜3丁目2-25 電話 大津(0775)24-2321

防災布団リース
●御指導先 販売もいたします。
京都市消防局
近畿日本ツーリスト(株)
防災寝具製造認定工場
ムラタ寝具工業所
〒612 営業所 京都市伏見区京町5丁目7-7 ☎075(601)5371(代)
〒610-01 工場 京都府城陽市観音堂甲畑57 ☎07745(2)0191

京都市火災予防条例改正により
—防災寝具の使用—
☆防災寝具の使用に関する規定を盛り込んだ京都市火災予防条例改正案が昭和59年11月29日市議会会で可決制定され、同年12月13日に公布、即日施行となった。(防災具の使用)
第46条の5 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分において使用するふとん毛布、まくら、敷布、その他の寝具類は、防災性能を有するものとするように努めなければならない。
(1) 令別表第1(5)イ並びに(6)項イ及びロに掲げる防火対象物
(5)イ旅館・ホテル又は宿泊所
(2) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物で、前号に掲げる防火対象物の用途に供する部分